# 旅客船の安全に関する通報窓口の設置(概要)

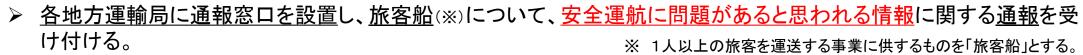


## 知床遊覧船事故対策検討委員会 中間取りまとめ(抜粋)

### 令和4年8月末までに

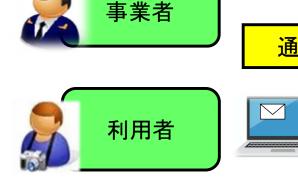
- 法令違反の疑いがある事案の<u>通報窓口を設置</u>する。
- ・法令違反の疑いの通報等を踏まえ、法令違反や事故リスクの高い事業者に対する監査を機動的・重点的に実施する。

## 通報窓口の設置



#### 【通報内容(例)】

- ・A社が、波が荒いにも関わらず、出航している。
- •B社の船長の操船が拙く、危険な思いをした。
- •C社の船舶の定員を超過していると思われる。
- ▶ 通報は、原則、通報内容を記載した<u>通報様式を</u>地方運輸局が設定した<u>専用アドレスに電子メールで送付</u>することにより行う。ただし、電話及び直接来訪も可とし、匿名も受け付けることとする。
- ▶ <u>通報等の状況を勘案し</u>、運航労務監理官による<u>監査等を実施</u>する。
- ▶ 監査により法令違反等の事実が認められた事業者に対しては、行政処分又は行政指導を行う。







旅客船事業者



- ・通報等の状況を勘案し、監査等を実施
- ・必要に応じて行政処分又は行政指導を実施